
平成30年 第2回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成30年6月18日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成30年6月18日 午前9時03分開議

- 日程第1 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第2 議案第45号 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意第14号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第17 発議第3号 主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）
- 日程第18 閉会中の調査報告について
- 日程第19 閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第2 議案第45号 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について

- 日程第3 議案第46号 吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第51号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意第14号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第17 発議第3号 主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）
- 日程第18 閉会中の調査報告について
- 日程第19 閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君		

午前9時03分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 報告第3号

○議長（安永 友行君） 日程第1、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件については、初日に要求がありましたので、資料をつくっていただきましたが、ただいまお手元に配付のとおりです。3月定例会において、各課長より口頭で説明はしておりますが、資料に基づいて再度説明をいたします。順番に各課長より説明をいただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おはようございます。そうしますと、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、総務課のほうからは、柿木地区町営駐車場整備事業でございます。

事業費、それから繰越額のところまでにつきましては3月の定例会で御報告をさせていただきました。

それから、その右側の繰越額確定、6月定例会ということで、本定例会において報告をさせていただき数字といたしまして446万8,000円ということになります。差が出ておりますけれども、それにつきましては、その右側、繰越明許費の概要というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、一番右側の縦列です。執行状況ということで、本年5月末の状況ということで、以

下ずっと載せております。本事業につきましては、7月に入札を予定しておりまして、完成予定を10月ということで、今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、引き続きまして、企画課の管轄しております事業について説明させていただきます。

上段から2番目、鹿足郡事務組合負担金でございます。これは、事業的には、津和野町ケーブルテレビ設備F T T H化工事の吉賀町負担分の繰り越しでございます。概要は、鹿足郡事務組合が主体で行う事業の繰り越しでございまして、国庫補助事業でございます。管轄します総務省との協議により事業が繰り越しとなったため、吉賀町の負担金も繰り越すものでございます。

現在の進捗状況は48%となっております、契約は平成29年12月に契約済みでございますが、工期は平成30年9月30日までということで繰り越しとなったものでございます。

現在、総事業費は6億9,292万8,000円で契約しているところでございます。この一部負担金でございます。

続きまして、老人福祉センター管理費でございます。673万1,000円の繰越額が確定しております。

現在、委託料、工事費、計上しておりますが、これは給水タンクの老朽化に伴いまして、これは取りかえるよう予定していたところでございますが、水道から直結することにより、その検討に調査の時間を要したための繰り越しでございます。

なお、この括弧書きで書いてありますのは、あくまでも選択肢の一つとしての考えでございます。

続きまして、執行状況でございますが、現在、設計協議中でございます。いろんな調査をしておりますが、ちょっと指定管理者との協議及び設計士との協議により、なかなかちょっと進んでいないという状況ではございますが、9月以降の発注といいますのは、指定管理者との協議により繁忙期を避けたいということで、ちょっとおくらせているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて保健福祉課長、永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。保健福祉課の関係でございます。1ページ目、下から2番目、障がい者総合支援センター整備事業の実施設計分についての繰り越しでございます。3月に議決をいただきました2,354万8,000円でございますが、このたび繰越額が確定いたしました。その金額については2,320万1,480円ということでございます。繰越理由につきましては、当初想定をしておりませんでした土質調査等々の必要性が生じたためということになってございます。

工期的には、ことしの9月末までのところで完了し、詳細なものができ次第、また議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、次、産業課、山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、農業復旧対策事業について説明させていただきます。

この事業は、御存じのとおり、この1月、2月の雪害によりまして、パイプハウスを復旧する、その補助金でございます。

予算的には、その当時、概算で2,000万円上げておりました。これは、4つの農家で17棟分だということで現地調査をしまして、県の予算も確保して繰り越しをしたということでございますが、その後、実際、農家さんといろいろ話をする中で、後継者等もないんで、全く復旧はしないという方もおられましたし、残った部分だけを使用して、壊れた部分はもう解いてしまうということもございました。それから、今度、復旧するにしても、中古の部材を集めてくるから補助金は使用しないという方もおられましたし、復旧はする予定でございますが、現状のものとは違うハウスにしたいということで、補助のほうは申請しないということになりましたんで、結局のところ2,000万円繰り越しをしておりますが、現時点ではこの補助金の交付をすることは生じないだろうということで、実質的には2,000万円が不用額として出てくるという予定にしております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて建設水道課、早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから道路新設改良単独事業費の繰り越しの説明をさせていただきます。ページを1枚進んでいただきたいと思います。

繰り越し額でいたしますと1,300万円でございます。この工事は2工事ございまして、杉山線の落石防止工事、それからもう一つが田丸横立線のやはり落石防止工事でございます。

繰り越しの理由といたしましては、2件とも用地測量に不測の時間がかかってしまい、本体工事がおくれてしまったというものでございました。工事のほうは、杉山線の落石防止工事も、それから田丸横立線の落石防止工事も現在完了しているという状況でございます。

一番右側の執行状況の欄に完成済みの執行額が載っておりますけれども、竣工金額といたしましては、①番が杉山線ございまして、竣工金額1,068万120円でございます。それから2番目の田丸横立線でございます。これにつきましてもり面工事でございますけれども、執行済み額は、ここに載っております493万6,680円の同額でございます。

続きまして、真ん中の欄でございます。元町丸町線改良工事でございます。繰越金額といたしましては、1,100万円でございます。

この繰越理由といたしましては、その下段にございます夜打原相生線交通安全施設整備事業で

ございまして、この交付金事業は国の事業でございます。もちろん、今の元町丸町線も国の事業でございますけれども、相生橋の側道橋の架設ということで、大きな金額が動いておったということもございまして、どうしても不測の場合に備えまして、調整金額といたしまして、この元町丸町線の工事を、不測の場合に備えて準備をしていたというところで繰り越しになってしまったという内容でございました。

現在のところ、実は、七日市の町の中、排水路を整備をするという計画がございます。この排水路を、ここの元町丸町線の改良工事にあわせて、側溝等の大きさを決めていきたいというふうに考えておる関係がございまして、今現在、まだ、この元町丸町線の改良工事を発注していないという状況でございます。七日市の排水路の設計が8月の下旬ごろ上がってくるという計画になっておりますので、その状況を見て、この元町丸町線の改良工事を発注をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、下段でございます。夜打原相生線でございます。側道橋の工事でございます、現在のところ、工事は、現場の工事は完了しているというところでございまして、竣工検査を残すのみということでございます。

以上、状況を説明させていただきました。失礼いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、最後になります教育委員会、光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、教育委員会のほうの繰り越しに関しての説明をさせていただきます。

保健体育施設整備事業ということで1億2,919万円でございます。これは、真田グラウンド照明施設工事ということでございまして、平成29年度の当初予算において、設計の委託料と工事費を予算計上しておりまして、工事費の予算を全額繰り越しをしたものでございます。

理由といたしましては、設計段階におきまして、照明柱の基礎工事をするに当たりまして、照明柱の高さが19メートルということになりまして、その基礎の設計をする上で地質調査が必要となったということでございます。当初は、六日市学園が建設されたときのボーリング調査のデータがございましたので、それを利用してということを考えておりましたけれども、それでは深さが十分でないということが判明をいたしまして、途中で、これは補正で対応していただいたと思いますけれども、ボーリング調査を2カ所させていただいたということでございます。それによりまして、設計がおくれてきたということで、さらにまた建築確認申請等も必要になったということで、年度を繰り越して工事をする必要が生じたということでございます。

既に、5月17日に臨時議会を開いていただきまして、契約議決をいただいたところでございますけれども、4月20日に入札を行いまして、5月17日が契約ということで、5月18日から10月31日までの工期で、現在、工事を発注しております。

最近でいいますと、先週、ちょうど金曜日の夜、地元説明会を実施して、いよいよ現場に入るという状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ありません。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 老人福祉センターの管理費ですけど、これはたしか屋根に上がった給水タンクのことだと思いますけど、簡単な工法の検討のための調査に時間を要したためとありますが、結局、あのタンクをかえなくてもできるという結論に至ったわけですか、どうですか。

それと、老朽化しとるということで、先般も営業の停止になりましたけど、そういう、それを使い続けることで、また、その菌が出るというような可能性はないと判断しとるわけですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、タンクの交換については、かえないという方向で工事を進めることとしております。時間を要していますのは、まず、ちょっと施設の図面等が詳細な図面等がなくて、現在の配管を確認している状況でございました。

水道から直結するには、今の水道の使用料の関係から、管理者との協議といえますか、大丈夫かどうかの確認が必要でございましたので、それに時間を要しているところでございます。

それと、タンクの老朽化でございますが、レジオネラ菌及び大腸菌が検出された原因としまして、タンクの老朽化による異物混入というのが1つの原因としておりました。そのタンクのふたにつきましましては、異物が混入しないように加工しまして、鍵をかけて、現在、運営しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

本案は、報告をもって終了いたしますが、この繰越明許費については、今後、来年になりますけど、3月定例会において資料を提出していただくよう、本年の定例会に口頭の報告のみでしたので、資料を提出して報告してもらうように調整しておりますので、よろしくお願いします。

日程第2 議案第45号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第2、議案第45号吉賀町地域公共交通活性化協議会条

例の制定についてを議題とします。

本案については、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この協議会ですけれども、所掌事務が書かれています、第3条で書かれておりますが、料金についての協議というのは、この協議会での対象となるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

公共交通活性化協議会につきましては、当面、今年度におきましては、公共交通に関する現況整理と、現状整理等を行う予定でございます。あわせて、バス利用の実態調査等を行います。

料金につきましては、交通網形成計画をつくる上では、この協議会では料金の決定までは議論、協議はいたしません、第3条、第1項にございます地域公共交通のあり方の協議に関するということのがございまして、この中では、協議の中で話が出ることも予想されております。

ただ、最終的に料金等について決定いたしますのは、別途設置しております地域公共交通会議という道路運送法に基づく会議で決定なり検討なりをしていくことになろうかと、今、想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 吉賀町地域公共交通会議のほうで料金等についてはされるということですか。

それでは、次に第8条に部会についてが書かれておりますが、この部会の委員というのは、この協議会の委員から選出をされるものということでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 第8条に定める部会につきましては、この委員の中から選出するものでございます。

ただ、部会というのを設けたことにつきましては、やはり専門的なことが必要な場合は、関係部署、関係職員からも意見を聞くような想定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次に、第11条で、委任について、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるというふうにしてありますが、先ほどちょっと名前が出ました吉賀町地域公共交通会議設置要綱においては、今の委任等については、会長が交通会議に諮り定めると、

このような記述の仕方もしておるわけでありますけども、私の考えますのに、通常、こういう外部の人たちが参加をする協議会等につきましては、この項に掲げていること以外でいろいろ決める事をする場合においては、先ほど言いました交通会議のような形で行うのが妥当ではないかというふうに考えますが、そういう吉賀町の役場の中で、こういうものに対する協議会の委任等について、どういう原則を持っているのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 地域公共交通活性化協議会、今回、条例で提案させていただきました。所管いたします国土交通省と島根県といろいろこの条例を設置するには、相談させていただきました。その中で、先ほど議員のおっしゃるとおり、協議会形式をもちまして、その協議会で会計から全て管理している場合もございますし、条例で設置している場合もあると、今は認識しております。

今回、条例で提案させていただきましたものは、やはり報酬及び費用弁償等をきちっとしようということで、条例で提案させてもらったものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この地域公共交通網形成計画ですか、第1条による。この地域公共交通網形成計画と議会とのかかわりといいますか、この網形成計画に対しての、議会として、その計画がいいのか悪いのかとか、そういうような議会とのかかわりはどのようになるのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

地域公共交通網計画の策定に当たっては、先ほど説明した中で重複しますが、公共交通に関する現況整理、公共交通等の利用実態調査、ニーズ調査等、住民からアンケートなり聞き取りなりを行いまして、それに基づきまして、ニーズに合った計画としたいと考えております。

議会とのかかわりでございますが、この計画は2カ年を、2年度にわたって策定するものでございますが、要所要所で議会のほうへ報告させていただきまして、御意見を求めながら、また進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということは、網形成計画は議会がノーというようなことはない、自信を持って言われておると思いますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 繰り返しになりますが、計画、要所要所で議会に報告させていただきまして、御意見を拝聴したいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 直接この協議会についてでないこととお伺いをいたしますが、既に今、吉賀町地域公共交通網形成計画業務のプロポーザル方式による実施要領等も出されております。それで、この実施要領で業者さん等また提案されて加われることになると思いますけども、これの一定の報告が出た時点等で、先ほど、同僚議員からも質問ありましたけれども、議会に対する報告等がされることになるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 議会への報告ということでございますが、プロポーザル全てにおいて、今、議会のほうへ報告されとるかどうかが、ちょっと私の認識不足で、全体的なことはちょっとお答えできませんが、要請があるようであれば、定例会の都度、状況について報告させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 第4条の件なんですけど、4条の中で委員の25人とあるんですけど、1番から8番までの委員の比率といいますか、そこら辺のことをどういうふうに、この公安委員会とか道路管理者とか、それを何名ぐらいを予定しているのかということと、今後、免許返納ちゅうことがすごく出てくると思うんです。そういった団体ちゅうのはないので、そういった方の意見が反映されるような、どこに属するのか、町民または地域、5番のあれに属するということなのか、そこら辺のことを含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

第4条、第1項の各号に定めるものとして、今想定しておりますのは、吉賀町、それと事業者、関係行政機関、町民の代表者、その他団体を想定しております。

具体的には、現在、想定しておりますのは、町、教育委員会代表、バスの運行事業者、運輸局、島根県、警察署、公民館、自治会などからの推薦、民生委員、病院、社会福祉協議会などを考えております。

構成につきましては、地域公共交通の利用者として5名程度、あと関係する交通事業者として4名程度を今は想定しているところでございます。

個々個別の意見の聴取方法ですが、この委員会に参加していただいて協議していただくのも1つの方法ではございますが、先ほど申し上げましたように、公共交通に関する現況整理、利用実態調査、ニーズ調査につきましては、個別にこの委員会とは別にアンケートなり直接聞き取りを

して、意見を聴取しようと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 今、事業者と言われましたが、前の同僚議員から事業者というのは、営利目的の会社だと思うんです。全く自分の会社にとって利益のないことは絶対にやらないのが当たり前だと思うんですが、営利を目的としている事業者です。この協議会に入るということは、本来、今の事業者に委託をするという現実もありますが、どうなんでしょうか。営利を目的としている業者がこの協議会に入るということを、ちょっと違和感を持つんですが、その辺についての説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

地域公共交通活性化協議会、いわゆる目的で地域公共交通網形成計画、これは国土交通省で定める計画でございますが、この計画の委員の中には——失礼しました。その再生に関する法律の中で運行事業者も参加するように定められておりますので、参加することとなっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） 同じく 4 条で、同等の質問になるかもしれませんが、コンサル会社とか、そういった専門的な業者はこの中に参加されますか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

専門的知識を有するコンサル会社でございますが、現在、先ほどの質問にもありましたように、プロポーザルにより公募をしているところでございます。委員として参加するのではなく、委員会の運営等について助言をいただきながら参加する予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） 少し細かいですが、2 カ年計画ということで、コンサル会社が 2 カ年、この条例に対して意見を述べると、そういったことでいいですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

支援いただく業者につきましては、意見を述べるという立場ではなく、いろんな助言をいただく、法的な問題がないか、運営に問題がないか、そういうところを御指導いただくように、今は想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 済いません。失礼しました。現状においては2カ年支援をいただくようなこととしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、2年と、任期が2年ということで、2年間、この前の質問にちょっとあったかと思うんですが、実際には、この公共交通というのは、大変もうせっぱ詰まってる状態に来ると思うんですが、2年という、任期は2年あってもいいと思うんですが、もうできるだけ早い結論というか、その辺の考えは、2年ありきでなしに、もう少し早い結論を出せるような委員会形式はできないものですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

2年あるから2年ゆっくりしようという考えはございません。なるべく早く交通体系の形は決めていきたいと思っております。

まず、この地域公共交通網形成計画におきまして、この中で全てを決めていくのではなく、細かいところはまた別途の公共交通会議等に——失礼しました。公共交通会議等でも協議する場合もございますし、いろんな法に基づき手続を踏んでいく必要がありますので、今回、この網形成計画というのを策定するように、今、提案しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほどの回答にもございましたけど、利用実態調査とか、それはこの形成計画の中とは別個の組織でやるというお話でしたが、そうすると、時間的にそのほうが余計時間がかかるんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

先ほど、御質問の中でもありましたように、コンサルタントを委託しながら行っております。実際のアンケート調査につきましては、私ども事務局とコンサルとで協議をしながら、この委員会に諮ってアンケート調査なりを行う予定としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第45号吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第46号吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第46号吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） このたび、若干下げられる被保険者の方もあれば、上がる被保険者の方もいます。そうして、今回行って、また、何回か県の言うところに合わせるために引き上げを行うということで、その引き上げのスケジュール、もう一度ちょっと説明願います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

平成３０年４月に島根県一元化されたということで、この間、当然、今までの運営状況と異なりますので、保険料、税についてはばらつきがございます。基本的には５カ年をかけて、激変緩和措置をとりながら、調整を図っていくということになっておりますけれども、具体的に、では島根県としていつ保険料、税を一元化するというところの見通しはまだ立ってございません。

一応、先般の国保担当課長会議の中で、厚生労働省から参っておりました担当の方がおっしゃるには、一応、平成３２年度ごろから一元化に向けた具体的な調整に入ってもらいたい意向であるというような国の方針等も示されたところでございます。

そういったところから、町といたしましては、５年間の激変緩和措置期間を有効に活用しながら、最終的に３２年度以降具体化される調整時期に、統一時期に合わせて、今後も被保険者の方々の所得状況や応能、応益のバランス等々を勘案しながら検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） といいますと、あと幾らか上げるということで、３２年ごろから一元化というような指導もあるようですから、それまでにまた税の引き上げということになるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 最終的に一元化をしていくということであって、現在の町の保険税率等々の状況から、その必要性が生じた場合は引き上げざるを得ないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。１１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第４７号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

この条例の改正の結果、収入の少ない方については下がる方もおられますが、そうでない方々、一定の所得のある方々は保険税が上がるということになります。これが、今回で終わるものでは

なく、また引き上げていく方向にあるというふうに理解をしております。そもそもこの国民健康保険の仕組みからして、収入の少ない方々、具体的にいえば65歳から74歳の方々の加入される割合が、ほかの協会健保であったり組合健保に比べて非常に高い。なおかつ収入の少ない自営の方々も国民健康保険に入っているとそういう構造であることと、ほかの協会健保等につきましては事業者負担があるために半額の負担となっておりますが、この国民健康保険につきましては国が1984年、このときに全体の5割の負担をしていたものを少しずつ国の負担割合を下げてきた結果、収入が少ないにもかかわらずほかの保険に比べて負担割合が高い仕組みというものがそのまま放置をされてきた。これは国の怠慢であるというふうに私は考えますが、そういうもとで、なおかつこれまで一定の自治体の中では一般会計からこの国保会計への繰り入れを行う中で保険料、保険税が上がらないよう努力をしてきた。その努力をもさせない仕組みをこのたび設けております。激変緩和措置の対象とするものを一般会計からの繰り入れ等をするところについては、激変緩和の費用を出さないと、このような仕組みまで設けて自治体の努力を無にする、そのような仕組みのもとで行われるこのたびの条例の改正であります。このような、もともとそもそも仕組みが間違っているというところに対しての反対をするという意味で、この議案第47号に反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第48号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。5番、中田

議員。

○議員（５番 中田 元君） この条例の趣旨に、今までこの福祉センターの指定管理で、今社協が使つとると思うんですが、ある程度この条例ができるということは他の業者が入れない格好になるんですかいね。ちょっとその辺が文言の中で見えるようなですが、結局もう今の社協しか、今実際に使っておるのが社会福祉協議会、今後Bという例えばその団体が安いことで例えば入札があった場合には、今の現在使っておる者が優先的だよというような理解でよろしいんですかいね。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

今回改正させていただくものは、これまで指定管理施設、いわゆる福祉センターの指定管理者として管理運営をされてきた指定管理者の実績等々を判断を検証させていただいて、その結果、設置目的にあります地域福祉の推進あるいはさまざまな不採算部門での福祉事業等々が円滑に実施をすることができるという業者について、その現指定管理者を引き続き指定をすることができるという規定を設けさせていただいたものでございまして、前回５年前に行いました公募方式、これについても条文の中には生きておりますので、公募方式も採用は以前と同様に引き続きできるということでございます。それに加えてそれまでの実績等々を判断をさせていただいて現指定管理者を引き続き指定管理者に指定することもできるという要件を今回つけ加えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議員（５番 中田 元君） わかりました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第５、議案第４８号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで休憩１０分間します。休憩します。

午前９時５８分休憩

.....

午前１０時１１分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第６．議案第４９号

○議長（安永 友行君） 日程第６、議案第４９号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第６、議案第４９号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

.....

日程第７．議案第５０号

○議長（安永 友行君） 日程第７、議案第５０号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第50号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第51号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第8、議案第51号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第52号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、議案第 52 号平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 10. 議案第 53 号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 53 号平成 30 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 10、議案第 53 号平成 30 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 54 号

○議長（安永 友行君） 日程第 11、議案第 54 号平成 30 年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第１１、議案第５４号平成３０年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第１２、議案第５５号

○議長（安永 友行君） 日程第１２、議案第５５号平成３０年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第１２、議案第５５号平成３０年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第１３、議案第５６号

○議長（安永 友行君） 日程第１３、議案第５６号平成３０年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第56号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、初日の質疑において答弁漏れがありましたので、それを先に行います。3番、桜下議員の質問で移動図書館の状況についてです。光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、本定例会の初日に答弁残りがございましたので、その件について御回答をさせていただきたいと思っております。

みたい号の稼働状況と実績等であったと思います。みたい号につきましては、基本的には小学校、保育所の子どもたちに本を貸し出すということで活動しておりまして、中学校等も回っておりますけれども、それは中学校に対して本を持って行くというような状況でございます。

それで、みたい号の稼働の予定と言いますか、そういったものは町の広報のほうに1ページ紙面をいただいております、ほとんど毎月のように図書館だよりというページがございますので、その中でみたい号がその月にどういう活動をするかということが書いてございますので、それを見ていただければというふうに思います。月々によって若干異なりますので、そちらのほうで御確認をいただければというふうに思っております。

それと、平成29年度の実績ということで、ちょっと申し上げさせていただけたらと思っております。

利用人数ではちょっと把握しておりませんで、貸し出しの冊数で言いますと、小学校のほうが

1万118冊ですね。平成29年度。それから保育所のほうが5,036冊でございます。内容的には、この数の中に絵本とか紙芝居も含んでおりますので、申し添えておきたいというふう思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、答弁漏れについての説明は終わり、本案についても質疑は保留してありましたので、これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 実はいろいろ悩んでいたんですが、本日、配られました繰越明許費の内容という資料と、これ前年度の一般会計のなんで報告で終わるということで、黙っていいかなと思ったんですが、それと、議案書の報告第3号繰越明許費繰越計算書についてということで配付してあります繰越計算書の中で、繰越額は合っていますが事業費のところでは若干違うところがあるんですが、これはこの間の全協でもしましたが、きちんと精査して議会へ報告するということを町長、言われまして、副町長もそのとおりでと思われしますが、また今回も数字が若干、事業費とは言いながら違うんですが、このようなことがあっていいのかなのか、もう一度、そのお考えをお伺いしたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 事前に私のほうでわかりましたので指摘して、ただいま調査中なので、それをして会期中にはもちろん報告しますし、見解についてもお聞きしますので、次の質疑に移らせてもらいます。一般会計補正予算についての質疑に戻させていただきます。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、8ページにあります総務管理費の一番右の説明欄の、業務運営関係委託料216万円ありますが、会計年度任用職員の関係の調査の委託をする経費だと思いますが、この会計年度任用職員の制度について若干お聞きをいたします。

まず初めに、現在、嘱託の職員の方が80名を超えておられますが、その方々が7時間45分の方もあれば7時間の方もおられます。この業務の内容、また時間、こういうものが今度、会計年度任用職員となることによって、業務変わらずともいわゆるフルタイムの人とパートタイムの人になる可能性があるんですけども、どういう何をもってフルタイムの人にするか、フルタイムの人がその業務をするのか、パートタイムの人がするのかという基準を、今、持っているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それではお答えいたします。

現時点で、新制度に導入のためのその基準というものはございません。基準というのは、恐らく今度これから整備というか、検討を予定してくる、条例あるいは規則あるいは要綱、そうしたものでまとめていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） まあ、これからということですので、次に、今の職員という意味ではなくて、個人に業務を委託をしているものがございます。こういう個人に業務を委託をしているものについては、この調査等の対象にはならないと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 業務委託のという形でありますと、第一義的にはこれはもう対象にならない、あくまでも町とその相手とのいわゆる雇用関係を持っているということがベースになるというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今度は、この会計年度任用職員の制度が始まるに当たりまして、財政的いわゆる基準財政需要額への算定を見込むとか、そういうことがあるのかお聞きをしたいと思います。と言いますのは、今度、期末手当等の支給の対象にもなるということが報道でもされておりますけれども、その財源というのは、国が面倒を見るのか見ないのかということが問題にありますので、財政的な面で国は処置をするのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この制度改正に伴う国の何らかの動きということですが、特に御質問のあった財源的な手当というところですが、現時点においては、特段の国が財源というところでの何らかの示したものというものは、現時点ではないということでお答えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 財源的なものは示されていないということで、現在、吉賀町が考えている内容になりますけれども、これから考えられるかもしれませんが、パートタイムの会計年度任用職員について、期末手当の対象とする考えでいるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどもお答えしたとおり、内容につきましては、これから検討していくということになるかと思いますので、現時点ではそこら辺の回答ということに関しては持ち合わせておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 新しくこの任用制度になるわけですが、報酬また給料それ

どれになりますけども、この額がこの会計年度任用職員制度になるということをもって、何らかの変更をすることについて考えているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 金額も、これ労働条件ということになろうかと思えますけれども、これも今後また検討していくということになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、今の委託料についてですか。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 委託料です。

○議長（安永 友行君） 委託料、課長が答えられたとおりで納得できないですか。もう７回目ぐらいになると思うので。

○議員（１１番 藤升 正夫君） では、違うもので。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） では、違うもので御質問しますが、１点だけ意見だけ言って質問に入ります。

今現在、嘱託の職員の方々いわゆるそんなに高くない、ほとんどの人が安い給料で働いていただいているが、懲戒については一般の職員と一緒にというような状況もございます。非常に何か矛盾を感じるということがありますので、これは私の思いだけですが、述べて、１６ページ、小学校の学校図書館の司書の関係でお聞きをいたします。柿木小学校に配置をするということでお聞きをしておりますが、この職員の資格について、町として何か資格というものをこういう資格でないといけないとかいうものがあるのかということと、この司書になられた方への研修について、この研修があるのかと、２点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 司書ですけども、今、学校に司書をということで配置をしておりますけども、実際には司書資格のない方もおられますし、今、町の図書館については１名司書資格を持って、もう１名の人は資格がないというような状況で雇用をしております。

それと研修でございますけども、研修については県が行う研修等がございますので、そちらのほうへ行っていただくようにして、年に何回か研修があると思います。そちらに参加をしていただいております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。４番、桑原議員。

○議員（４番 桑原 三平君） 済みません、９ページ、企画総務費の宝くじ助成金の使い方についてちょっと、夏祭り実行委員会と朝倉自治会会長会等ということですが、これの詳細説明、備品か何かだろうと思うんですが、その詳細説明を求めます。そして、その備品の管理についてもわかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 備品の詳細説明と管理ということで説明いたします。

今回、コミュニティ助成事業２件出ておりまして、１件がふるさと夏祭り実行委員会、１件が朝倉自治会長会でございます。

まず、ふるさと夏祭り実行委員会のほうにおきましては、詳細というので読み上げさせていただきます。

多雪用物置、折りたたみテーブル、折りたたみチェア、台車、広報表示製作費となっております。総事業費が２５０万円でございます。

朝倉自治会長会におきましては、音響が主でございまして、キャリングアンプ、ワイヤレスチューナーユニット、ワイヤレスアンテナ、ワイヤレスマイク、ワイヤレスマイクロホン、ヘッドセット型マイクロホン、ダイナミックマイクロホン、マイクロホンスタンド、防滴型２ウェイスピーカー、スピーカースタンド、アルミケース、ブルーレイプレイヤー、DVDカラオケセット、それとプロジェクター一式でございます。失礼しました、ホワイトボードとディスプレイケーブルもついております。それに保管庫をつけまして、総事業費は１５０万円となっております。

管理につきましては、それぞれの申請団体が、今後行っていくことになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ６番、大多和議員。

○議員（６番 大多和安一君） １１ページの、老人福祉センター管理費３８７万５,０００円とありますが、この内訳が指定管理料１６７万１,０００円というのは毎年決まったものと思っておりますが、その他の改修工事費の８２万６,０００円が空調設備の故障だと聞いております。

それから、補修工事費１２３万２,０００円は、浴場内混合栓をという話ですが、去年から６７万３,０００円というものも繰り越しておりますが、ことしのこの予算が繰り越しとなるようなことはないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

指定管理料１６７万１,０００円につきましては、先般、発生しましたレジオネラ菌による休業及び水源の切りかえに伴う費用の増加分でございます。

改修工事及び補修工事の内容につきましては御質問のとおりでございます。空調設備及びカラートイレについても早急に行う必要がございますので、議決いただければ直ちに着工したいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） ９ページと１８ページで土地購入費ですね。旧備中屋跡地と朝倉公民館の土地購入で１２０万９,０００円と２８８万５,０００円、それぞれ記載されておりますが、それぞれ面積が違います、坪単価等々をはじくと、かなりの金額の差が出でくるんですが、この差に対して、例えば一般町民から何でこんなに差が出るのかと、みたいなことも出ると思うんですけど、その辺はこの差額について、余りにもちょっと大きいので、その辺はどう説明されますか、お考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 一方は六日市の土地、一方は朝倉の土地ということです。一般論でお答えして申しわけないですけども、当然その土地の条件というのはそれぞれによって変わります。すなわち、それによって当然、評価額等も変わるということでございます。

単純に、この２つの土地を比較するということにも当然ならない。それぞれの土地において適正にそれぞれ評価なりがなされている。その結果としての土地購入費の算出というふうに、こちらとしては理解をしているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ２番、三浦議員。

○議員（２番 三浦 浩明君） 今、言われることはよくわからないこともないんですが、はっきり言いますと坪単価で確か備中屋のほうが７万６,０００円、朝倉のほうが約１万と、かなりの７倍以上の差が出ています。やはりその地域性で坪単価、その評価額というのは変わってくると思うんですけど、余りにもちょっと違いがあるんで、逆に言いますと今、朝倉公民館のほうに関しては、こういった事実がいろいろ公表されてくればちょっと安すぎるんじゃないかと、もうちょっと土地単価を上げなさいと、みたいな話も出てこないとも限りません。

その中でやっぱり公平性と言いますか、平等性と言いますか、そういった話も出でくると思いますので、やっぱりそこはきちんと説明できるような内容と言いますか、そういった理由は必要ではないかと思えます。余り言いますと長くなりますので。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） １６ページの、学校に司書配置の件なんですけど、司書配置というのは全ての学校に配置されておるのか。また配置する理由等お聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 小中学校への図書館の司書の配置につきましては、基本的には吉賀町子ども読書活動推進計画というのがございまして、これによりまして、平成３２年度までに全小学校に司書を配置することを目標としております。

それで、できれば全校に司書を配置をしたいというふうに思っておりますけども、現在のところ

ろ、司書ということで3校、その他の6校に対しては図書館支援員ということで、何らかの手当はしておるというふうに御理解をいただければと思います。

最終的には、目標といたしましては全校に配置をしたいということで、今回ちょっと県のほうへ御相談を申し上げましたところ、1名増員も可能ではないかということで、こうして補正をして、かねてから強い御要望がありました柿木小学校のほうへ1名ということで、予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 17ページの社会教育総務費、伊藤博子氏の作品展のことについてお伺いしますが、この会場は基幹集落センターの大集会室ということですが、ちょっと一般質問的な感じになるかもしれませんが、ほかの場所も想定されたか、検討されたかどうかお伺いします。

なぜならば、今の彫刻の道に研修棟があります。たぶんあそこあまり使っていないんじゃないかって、彫刻の道とあわせて相乗効果を狙うというような考え方は持っておられるのかどうか、ちょっと聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、想定しておりますのは、六日市の基幹集落センターの大集会室ということで説明をさせていただいておりますけれども、ちょっと経過を拝見すると、柿木のエコビレッジということで開催をされているようですけれども、これどうも2回か3回、柿木のほうでやられているということで、今回ちょっと六日市のほうでというのがまず1点です。

それと、この予算を計上したときにどのぐらいの大きさの作品が、どのぐらいの点数を展示できるのかというところが、まだはっきりと定まっておりますので、六日市のほうでみるとちょっと体育館では広すぎるかなというところで、しかも2週間もずっとそれで占領するというのはなかなか難しいという中で、この基幹集落センターの大集会室が適当ではないかという判断でやっております。恐らく、ゆ・ら・らのところの研修室は若干狭いかなというふうに思っておりますけれども。

それと、先生のほうから小中学生を対象として、絵を描く実演等もちょっとやってみたいというお話もいただいておりますので、詳細については今後詰めないといけないと思っておりますけれども、ただ、今、予算を上げているのはちょっと漠然としたところで予算を上げておりますので、また必要であれば9月等で補正もお願いするかと思います。

場所については、一応、今そういうことで基幹集落センターの大集会室を予定しているということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ちょっと休憩には早いですが、先ほどの繰越明許の調査中のこともありますので、ここで休憩します。10分間休憩します。

午前10時52分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（安永 友行君） たびたびですが、資料は全員行き渡っておりますか。

大変お待たせしました。それでは、ただいまから休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計補正予算の質疑が残っておりますので続行しますが、その前に、繰越明許費の内容について誤記入等もあったようですので、説明をさせます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。それでは、ただいまお配りした資料も合わせて説明をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、申しわけありません。前段でお配りしております、本日配付をした繰越明許費の内容とA4横版のもの、こちらのほうを先にお手元に出していただいて。1ページです。1ページの繰越明許費の概要の欄、事業でいきますと障がい者総合支援センター整備事業、この欄をごらんいただければと思います。

ここの設計業務委託料の金額でありますけれども、2,345万8,000円という記載があるかと思います。こちらのほうを訂正をお願いしたいと思います。2,354万8,000円です。2、3、5、4、8、0、0、0であります。

それでは、その上で、お配りしております資料等の説明をさせていただきたいと思います。

まず、報告議案として、報告第3号としておつけしておる繰越明許費の繰越計算書です。中ほどの縦欄に、金額、それから、翌年度繰越額という欄があるかと思います。ここの金額につきましては、本定例会、言いかえますと5月末時点で数字を押さえたものでございます。それぞれ事業費と繰越額を個々に掲載をしております。

一方、先ほど訂正を加えていただきましたけれども、この表の左側の縦欄に、事業費、それから、繰越額、それぞれ縦欄に載せておりますけれども、この数字につきましては、3月の定例会時点でそれぞれ押さえた数字になってまいります。したがって、事業費に関しては3月で押さえたものの、そして、この5月末をもって押さえたものということで、数字が異なるというところで見いただければと思います。

それで、先ほど配布した、改めてお配りをした資料のほうを見ていただければと思います。先ほど私が説明した内容を加えた資料にということで、つくりかえたものです。

一番左の縦欄は事業名、それから、事業費、ここが3月の定例会での数字、それから、右側に移っていただいて、繰越額、これが3月の定例会で押さえた数字ということになります。

それから、新しく表の中に盛り込みましたのがその右側ですけれども、事業費ということで、6月定例会で押さえた事業費の数字であります。

それから、繰越額ということで、確定の数字をここに記載をさせていただいております。以下につきましては、先ほどお配りをした資料のとおりでございます。

大変ご迷惑をおかけしました。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で繰越明許費の内容についての説明は終わりますが、特別質疑があればお受けしますが。よろしいです。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 説明を聞きましたけど、副町長にお尋ねしますが、3月の定例議会の途中で、議会運営委員長である私と議長の前で、「かかることはないよう、慎重にチェックを重ねて行うから」と言明されましたけど、それについて、今回、このような事態を招いたことについて、副町長はどう思われますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

もう何も弁明することはありませんけども、二重の体制ということで、今回についても一旦、総務課の財政のほうで資料をつくって、担当課のほうに、全てのこの内容について確認をするようにしました。でも、その結果、こういうことを招いたということですので、結局そのチェック機能が果たしていなかったということでございます。

その点について、何も申し上げることはございません。再度、職員に周知徹底をしていくということ以外ありませんので、そのように対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） それでは、一般会計の補正予算についての質疑を再開します。質疑はありませんか。

7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 15ページの004、道路新設改良補助事業費、設計委託料、ここ、ちょっと聞き漏らした部分がありますので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 只今の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

004、道路新設改良補助事業費でございます。

設計委託料といたしまして1,597万円を計上させていただいているところでございます。この内容につきましては、柿木村木部谷の台橋、それから、下高尻の西組線にあります立道橋、こ

の2つの橋についての設計事業費でございます。

台橋につきましては、判定Ⅳの点検の内容が出ております。これまでずっと検討してまいりましたけども、実は、このⅣについての取り扱いを国のほうから急遽求められました。つまりは、Ⅳについては早急に解消しなさいということで、この4月にも県のほうへ呼び出されといひましょうか、出向きまして、今回のⅣの橋をどうするのかということについて協議をさせていただきました。それにつきまして、緊急を要するというので、今回、この台橋と立道橋について補正対応をさせていただいたという内容でございます。

台橋につきましては、新しい橋をかける、これは迂回路がございませんので、どうしても新しい橋をかけなければ対岸に渡れないという状況でございます。これにつきましては、今現在では人道橋を中心に機材が渡ればという最低限の橋をかけたいというふうに考えておりまして、その設計委託料でございます。

それから、立道橋でございますけれども、これにつきましては、痛みが非常に激しゅうございました。二、三百メートル上流側には三島大橋でございますけれども、新しい橋がかかっております。その橋を使っていただくというところで、この橋につきましては落としたい、撤去したいというふうに考えています。

実は、この橋も生かしていきながらというふうに考えておりました。といいますのが、実は水道管が添架されておりまして、水道管をメインにした水管橋のような形で、人は歩けない、通れない、絶対だめという形で検討しておったんですけれども、本管自体は本線等が入っておりまして、この立道橋につきましてはぐるっと回る、ループと私たちは言うておりますけれども、ループさせるのに非常に都合がいいという使い方ができるということで、水管橋として残したいというふうに考えておりました。

しかしながら、こうして国のほうからも指導が入り、県のほうとの協議の末に落としましょうというところで地元の協議も整いましたので、今回、その撤去の設計費を計上させていただいたという内容の、この2件でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 確認させてもらうんですが、台橋というのは木部谷川にかかっている橋のこと。それに行く道も、当然、新設ということで。道はもう、今のを使うということなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

中村隠居沖線という町道でございますので、その町道を利用して、今の橋がかかっている、そ

れも町道でございますので、今ある町道を利用し、橋をかけ直すということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 平成30年度吉賀町一般会計補正予算について反対討論を行います。

理由といたしまして、吉賀町の駐車場、旧備中屋跡の駐車場の件ですけど、その経過説明等をお聞きしまして、到底理解できず、今の予算措置ということは理解できず、これを認めるわけには私としてはまいりませんので反対討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次は、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） それでは、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）に対しての反対討論を行います。

反対の理由ですけども、先ほど質疑を行いました会計年度任用職員にかかる委託料が出ております。国は、無期労働契約への転換ということで、民間にはそのように言いながら、いざ公務のところではそうではなく、会計年度ごとにまた採用していくという仕組みをこのたび設けるということで、まず問題がある。なおかつ、今、国は一般職が行っている業務のうち、会計年度任用職員にその業務を置きかえるということについて特別な否定もしていないという中で、本来であれば、正規の職員で行うべき業務を会計年度任用職員が行っているという面も、今の現時点においても嘱託職員に正規職員が行うべきことをやっていたらというようなものが固定化をされるというようなことにつながるものであるというふうに考えるのと同時に、財政的にも、先ほどの質疑でありましたように、特別保障されているわけでもありません。三位一体改革のあと、どんどん地方に対する非常に締めつけも行われ、定員適正化計画等を作成させ、人員を減らす、このような取り組みをそのまま今度は会計年度任用職員という形で、また持ち込むということに対して、非常に怒りを覚えるわけであります。

よって、このたびの補正予算に対しての反対をする理由といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15、同意第14号

○議長（安永 友行君） 日程第15、同意第14号吉賀町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第14号でございます。

吉賀町農業委員会委員の任命について。下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。記。住所。吉賀町□□□□□□□□□。氏名。三井利民。□□□□□□□□□生まれ。平成30年6月18日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由でございますが、吉賀町農業委員会委員の定数は12人であるが、現在の実数は11人であり、その欠員1人に上記の者を任命するためでございます。

なお、詳細につきましては、所管いたします産業課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。

山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、同意第14号の説明をさせていただきます。

5月23日から改正法のもとで、新しい支援体制で農業委員会のほうが始まっております。実際1名が、今、欠員となっておるという状況がありましたので、今回、公募をしております。

公募の期間ですが、30年の5月2日から30年の6月1日、1カ月間公募をしております。

募集人員は1人ということですが、公募結果につきましては、お二人の方がおられました。その内訳としましては、みずから応募された方、いわゆる立候補された方がお一人の男性と、それと、個人から推薦を受けられた方、これがお一人、これも男性です。

ということで、農業委員会の委員候補者の評価委員会というのがございますが、そちらのほうを30年の6月7日に開催をさせていただきまして、委員5人が出席しまして、この委員は副町長と総務課長、それから、私、産業課長と、JAの六日市支店長、JAの柿木支店長、この5人でございます。

評価の結果ですが、次の者を農業委員会の委員に任命する候補者として選出したということで号案のほうに書いております。

氏名は三井利民さんで、男性、69歳でございます。職業は農業で、農業委員を平成24年から平成30年の2期務められております。

それから、認定農業者等の該当につきましては、該当はございません。

申込方法はみずから応募されたということでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） もう一人の方も認定農業者等の該当には当たらないのかということと、委員会が5人とありますけど、これ、出席者になってますけど、委員会の委員の方は何名ですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この委員は、この5人が全員でございます。

それから、もう一人の方ですが、人・農地プランのほうに掲載をされておられまして、認定農業者等に準ずるものということでございました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 5名ということでしたけど、先般、11名を選任されたときには、確かこのほかに2名の方が入っていたと思うんですけど、間違いですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

昨年12月25日、委員の選任に関する要綱というものを制定させていただきまして、この折

には、人数的には5名でございました。内訳としましては、副町長と農業委員会会長と農業委員会の職務代理と農業委員会の事務局長、それから、産業課の補佐、以上の者が委員になっておりましたが、いろいろ御指摘もございまして、農業委員会の委員が、その選定委員会に入るものいかなものかということがございまして、この要綱のほうを4月26日に改正いたしまして、今の5人のメンバーにかわったということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 要綱を変えられたということですけど、ということは、前の11人の選考をされた方とこのたびの選考された方のメンバーが違うわけですけど、それはそれで、先般、選任された11人の方とこのたび選考委員が変わって先行された1名の方は、整合性はあるということですか。違うメンバーが選んだということで、その辺の見解をちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私が評価委員会の会長ということでございますので、経過は先ほど産業課長が申したとおりでございます。

11人の選考されたときとメンバーが変わっておるわけですが、今回の募集するに当たしまして、新たに選考基準を作成させていただきました。この選考基準の基づいて、この5人の方でそれに適しているかどうかということ判断してやらせていただきました。

前はそういうところを設けておりませんでしたので、どちらかというと欠格条項等がないか、そちらのほうを中心にやらせていただきましたけども、今回については、適任者を選任するということで選考基準を設けさせていただきました、中身についてはちょっと、なかなか言えない部分もありますけども、それに基づいて評価をさせていただいて、きょう御提案の方が今回の、委員会とすればこの方を推薦するということで決定をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第15、同意第14号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、日程第15、同意第14号農業委員会委員の任命については、同意することに決定をしました。

12時になりますが、日程どおり最後まで続行させていただきます。

日程第16、発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第16、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。

3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 桜下でございます。

お手元に配布いたしております委員会審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

平成30年6月11日、吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第2号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

2、審査年月日、平成30年6月11日。

3、審査結果、賛成多数により可決。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） これで質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発議第3号主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）を議題とします。

本案については経済常任委員会の報告を求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第3号、件名、主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）。

2、審査年月日、平成30年6月12日。

3、審査結果、別紙のとおり修正の上、可決。全員賛成。

裏面をごらんください。

主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）といたしまして、上から五、六行目になりますが、「種子法により、国・都道府県が主導して米・麦・大豆などの主要農産物の品種改良が行われ、良質で安価な種子が農民に安定的に」というところの「農民」を「生産者」に修正させていただきました。

「生産者に安定的に供給され、消費者に安全で美味しい米などが提供されてきました」と、安定的に供給というのを「提供」というように修正させていただきました。

3点目でございますが、下から4行目ですが、「国におかれましては、食料主権の観点から本附帯決議の実現に努め、日本の種子を保全し、良質で安価な種子が農民に提供」とありますが、こ

こを「生産者に供給されるよう、積極的な施策を展開することを強く求めます」というように修正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 主要農産物、米・麦・大豆とありますが、ほかにもあるんですか。

それと、中ほどの「1 代—F 1 ハイブリッド種子は5 倍から1 0 倍」というふうに書いてありますが、この主要農産物にもハイブリッド種子があるのかどうか。

それともう一つ、これは廃止されたのだからその反対ということじゃなしに、種子の保全ということであると思うんですが、この種子の改良したものは知的財産、要するに特許などとの関係はどうなるのかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） お尋ねの主要農産物ということで、米・麦・大豆などの主要農産物以外にあるかというところでございますが、ちょっと私のほうで検討しておりません。わかりません。

それから2 番目に、ハイブリッド種子が5 倍から1 0 倍もの高値でという御質問でございますが、発議者のほうにちょっとお伺いはしましたけど、確認はしておりませんが、そのようにお伺いしております。

それから、特許の件につきましても、検討しておりません。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 検討されていなかったら答えようがないかと思うんですが、私が尋ねたいのは、米・麦・大豆以外にも主要農産物の種子があるかどうかということを聞いたんで、検討があるかどうかちょっとわからんで、ちょっと答えにならん。

それから、今のハイブリッドというのは、今の米・麦・大豆などの主要農産物にもそういうのが現在あるのかどうか。あるとしたら、これを5 倍、6 倍、現にこういうふうになってくると思うんですが、あるかどうかということ。検討してないから答えられないというんじゃない、ちょっと納得できない。

それから、今の最後の知的財産の件、これ、恐らく実用新案、意匠登録というんじゃない、実際、特許なら、あたらしいものをつくるから特許ということでしょうが、これとの関係、要するにどちらが優先する。これはまだ法律じゃないから、保全の施策を求めるとのことなんでちょっと難しいかもわかりませんが、もう一遍お答えいただきますようお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 主要農産物の、先ほど申しましたように、米・麦・大豆などの書いてございますが、主要農産物が、米、それから、大豆、麦のほうに大麦と小麦ということで、主要農産物は4つの主要農産物ということでございます。

それから、今のF1ということでございますが、このことにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ちょっと私のほうで知識不足もありますし、検討しておりませんのでわかりません。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより、討論を行います。この発議に対する委員長の報告は修正可決でしたので、討論は3つの立場に分けて行います。第1に原案、修正案ともに反対の方、第2に原案に賛成の方、第3に修正案に賛成の方、以上の順序で行いますのでお願いいたします。

それでは、初めに、原案、修正案ともに反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 最後に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、発議第3号主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）を採決します。

まず、本案に対し、経済常任委員長から提出された修正案の修正部分についてを挙手によって採決します。常任委員長から提出された修正案の修正部分について、決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成多数です。したがって、修正案の修正部分は可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りをします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成多数です。修正議決した部分を除く部分は原案のと

おり可決をされました。

したがって、本案は修正案のとおり可決をされました。

日程第 18. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第 18、閉会中の調査報告について。

お手元に配付のとおり、総務常任委員会及び経済常任委員会より報告書が提出されております。
最初に総務常任委員長からの報告を求めます。

3 番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 桜下でございます。

お手元に配付させていただきました委員会調査報告書を一部読み上げまして、報告に変えさせていただきます。

吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、桜下善博。

これは、町長の施政方針の中に、まちづくりの拠点とは公民館という施政方針を述べられまして、それを受けまして、総務常任委員会としまして、町内の公民館を全て訪問しまして、公民館における現状と課題について、意見交換、あるいは調査を行いました。読み上げます。

本委員会において、所管事業を調査した結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、件名、公民館における現状と課題。

1、まちづくりの拠点は公民館という町長施政方針について。

2、自治会と公民館のかかわりについて。

3、行政と公民館のかかわりについて。

日程、出席者は以上でございます。

裏面に調査結果。

町内各公民館を訪問し、公民館長及び主事との意見交換を行った結果を下記のとおり報告する。

公民館における現状と課題。

1、公民館がまちづくりの拠点になることは、理想ではあるが、現実としては難しい。

2、今後、まちづくりの業務がふえれば現行の体制ではできない。

3、諸行事を行うにしても、同じ人たちが運営あるいは参加者になっている。

4、主事の業務は時期にもよるが、行事等が重なるときは、月 18 日の勤務体制では厳しい月がある。

5、人口減少、高齢化等により自治会単位で物事を進めていくには限界が来ている。

6、自治会との関係についてはこれまでの慣例もあり、各公民館でばらつきがあるが、自治会の事務等を行っている。

7、自治会長が毎年交代する地域は、事業の継続性や引継ぎが難しい。

8、職員を配置した簡易な役場窓口業務が必要とされている地域がある。

委員会としての提言を読みます。

1、各公民館においては、これまでと同様にそれぞれの地域に応じて独自性をもった活動を展開していくことが重要である。

2、地域住民へ情報提供するにあたっては、ページング放送が最も有効な手段であり、公民館に録音機能のあるシステムの導入が必要である。

3、まちづくりの拠点を公民館とすることについて、現行体制で業務を行うことは、大変厳しく、人的体制の整備が求められる。

4、庁舎がない地域においては、公民館に役場の支所的な役割も求められている。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で総務常任委員会の報告は終わります。

続いて、経済常任委員長からの報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、経済委員会の調査報告を行います。

吉賀町議会議長、安永友行様、経済常任委員会委員長、中田元。

委員会調査報告書。

本委員会において所管業務を調査した結果を、次のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、日時、視察先、参加者。

日時、平成30年5月30日水曜日。

視察先、Original Nutrition株式会社、田野原でございます。

それから、株式会社ロディック、広石。

よしかファーム株式会社、広石。

株式会社クロスラボ、七日市。

参加者として、経済常任委員4名、議長、事務局でございました。

調査事項といたしましては、吉賀町の産業振興施策につなげるため、新規に事業展開している町内企業の視察を実施しました。

特に、この町内に4、5年以内ぐらいに事業展開をされた事業所を視察にうかがいました。

視察先の概要といたしまして、３番に、会社ごとに概要等まとめておりますので、御覧いただけたらと思います。

以上でございます。

ちょっと訂正させていただきます。視察先でございますが、オリジナルニュートリトンと言いましたが、ニュートリションでございます。申しわけございません。

それで、次ページの３ページ目がありますが、所感がございました、これ、読み忘れましたので、申し上げます。

４、所感。

①今後の事業規模拡大、雇用拡大を期待する中で、町としてもさらなる人的、財政的支援が必要と思われる。

②豊かな自然環境、交通の利便性等で、立地した企業があり、高津川をはじめとする自然環境の保全施策が求められる。

③企業と行政が一体となった吉賀町のＰＲが必要であり、自然を生かしたまちづくりが必要である。

ということでございます。以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で経済常任委員会からの報告は終わります。

日程第１９．閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第１９、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴各常任委員会から、会議規則第７５の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第２０．議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第２０、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、１件の研修会へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員派遣をする

ことに決定しました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今回、執行部から提案をいたしました追加議案を含めてでございますが、それぞれ慎重審議の上、御可決をいただきまして大変ありがとうございました。

それから、前段で行いました全員協議会、それから会期中に行いました全員協議会、それぞれ貴重な意見も頂戴いたしましたところでございますので、これからもしっかり意見を拝聴した内容を留意をして頑張ってまいりたいと思います。

それから、きょう最終日のところで、一部資料のほうの差し替え等も、またさせていただいたところでございます。私含めて、管理職全職員、気を引き締めて、これからもしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しましたので、これをもって会議を閉じます。

平成30年第2回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後0時23分閉会
